令和６年５月２８日
環　境　政　策　部
環　境　保　全　課

三軒茶屋指定喫煙場所の改善について

１　主旨

三軒茶屋指定喫煙場所について、既存パーティションを撤去の上、新たなパーティションを新設し、環境改善を行う。

２　これまでの経過

平成２０年度　パティオ上部(太子堂４丁目２２番先)に灰皿、植栽を設置
平成２８年度　植栽を撤去しパーティションを設置
平成３０年度　パーティションを追加し喫煙スペースを拡張

３　改善内容

（１）パーティション高さは、約２．０ｍから約２．８ｍに変更し、歩道側は上部を内側へ折り返す。
（２）パティオ側にパーティションを新設する。
（３）出入口は、正面から側面に変更しクランク付きとする。
（４）灰皿は、大型灰皿３か所から小型灰皿７か所に分散する。
（５）パーティションは、防災情報を掲示する防災型喫煙所の仕様とする。

４　経費

日本たばこ産業株式会社（以下、「ＪＴ」という。）と締結した「喫煙環境整備等に関する包括連携協定」に基づき、三軒茶屋指定喫煙場所の撤去・新設をＪＴが行い、その後、区に無償譲渡する。

５　周知方法

区ホームページ、現地喫煙場所への掲示、ＪＴホームページ等により周知する。

６　今後のスケジュール（予定）

令和６年６月　三軒茶屋指定喫煙場所撤去・新設
　　７月　開設

三軒茶屋駅周辺案内図

現在の指定喫煙場所（太子堂４丁目２２番先）
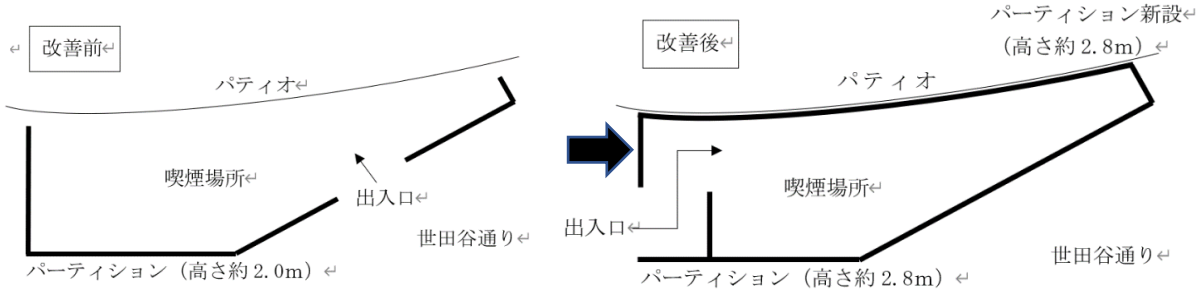
改善前後イメージ図